

がん保険 **無配当**



特長

がんに対する重点的な保障が得られます。

がんによる入院・手術・死亡・高度障害状態を保障します。がん入院給付金の支払日数・がん手術給付金の支払回数に限度がないため、長期入院の際も安心です。

- がん給付*の責任開始期までには、死亡給付金の責任開始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。

* がん給付とは、がん入院給付金・がん手術給付金・退院後療養給付金・がん死亡保険金およびがん高度障害保険金をさします。

退院後の療養についても保障が得られます。

がんで入院後、療養のために退院されたときは、退院後療養給付金をお支払いします。

がん以外で死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。

- この保障には90日の待ち期間はありません。

自動更新が可能です。

- 詳細については最終ページをご覧ください。

高度障害状態(がんが原因の場合を除く)・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

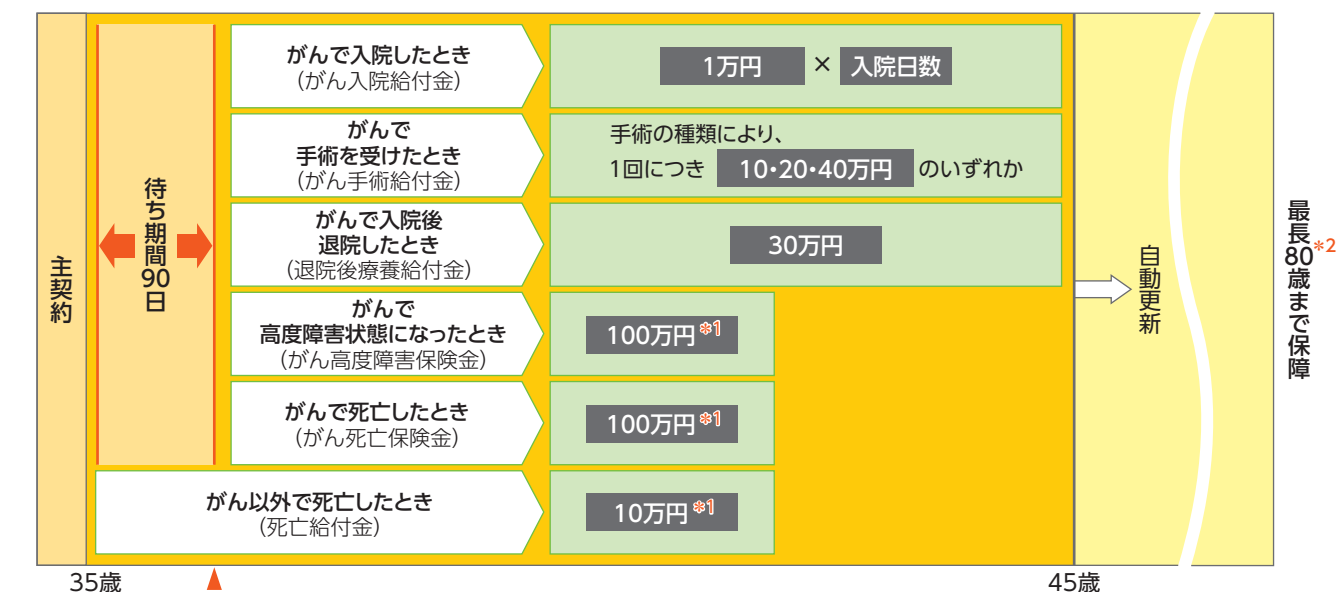
被保険者ががんを除く病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

- この保障には90日の待ち期間はありません。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳 ● 入院給付金日額：10,000円 ● 保険期間：10年 ● 保険料払込期間：10年
- 個別扱年払保険料 男性：7,650円 女性：11,940円



*1 解約返戻金額(特定疾病診断給付金特約の解約返戻金を除く)が、がん死亡保険金・がん高度障害保険金・死亡給付金の支払額を超えるときは、当該解約返戻金額を保険金・給付金の支払額とします。
*2 保険料払込免除特約を付加している場合は70歳まで

! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っているか否かにかかわらず、ご契約は無効となります。

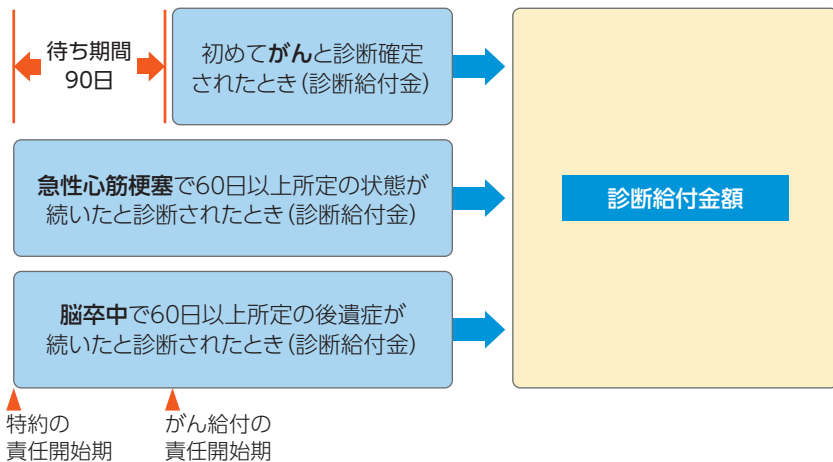
がん保険 **無配当** に付加できる特約

各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 各特約の給付金の受取人は、主契約の給付金受取人です。
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

特定疾病診断給付金特約(無配当)

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になられたとき、一時金をお支払いする特約です。

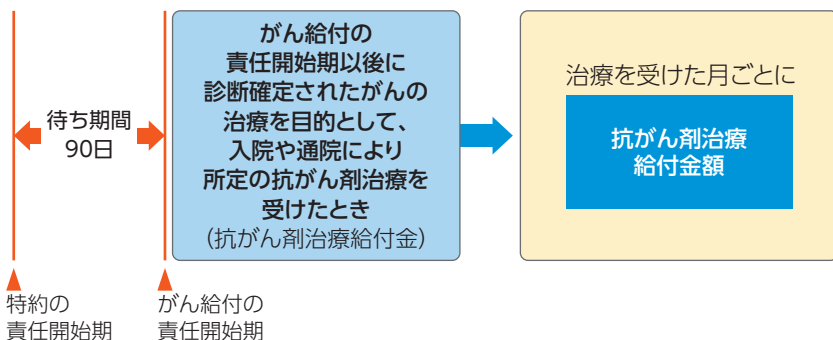


- ◆診断給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します(診断給付金のお支払いは1回のみです)。

! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っているか否かにかかわらず、この特約は無効となります。

抗がん剤治療特約(無配当)

通院や入院による抗がん剤治療のための特約です。

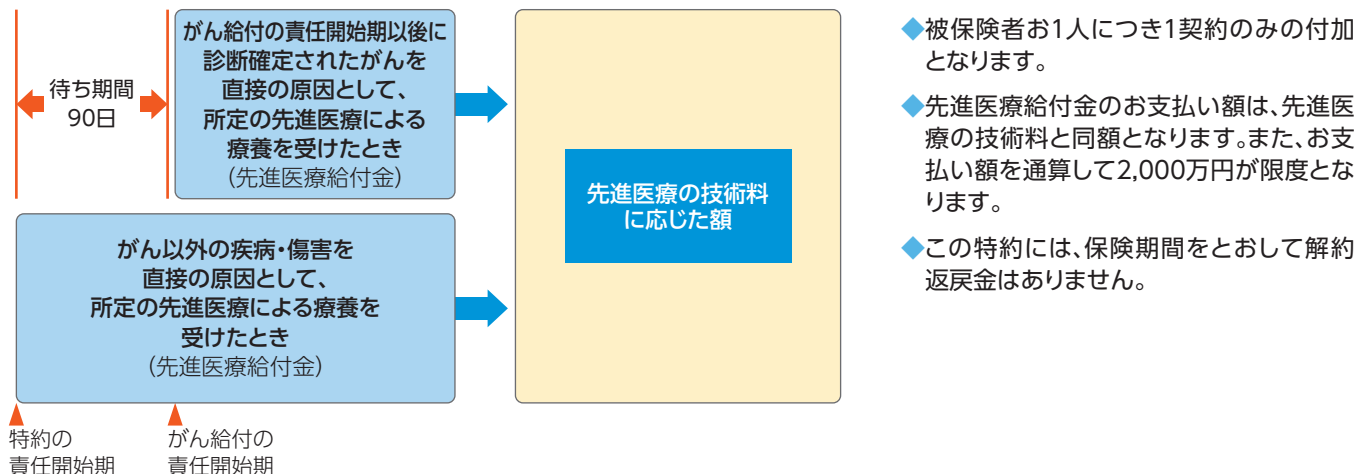


- ◆抗がん剤治療給付金は、支払事由に該当した日が属する月ごとにお支払いします。なお、お支払いする月数は通算して120か月が限度となります。
- ◆同月に支払事由に該当する複数の入院または通院をしたときは、その月の最初の入院日または通院日にのみ支払事由に該当したものとみなします。
- ◆抗がん剤治療給付金を支払った場合は、その後、同月に給付金の請求を受けてもお支払いしません(1か月に1回のお支払いとなります)。
- ◆この特約には、保険期間をとおして解約返戻金はありません。

! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っているか否かにかかわらず、この特約は無効となります。

先進医療特約(無配当)

病気やケガを原因として、先進医療による療養を受けた場合に、その技術料に応じた給付金をお支払いする特約です。

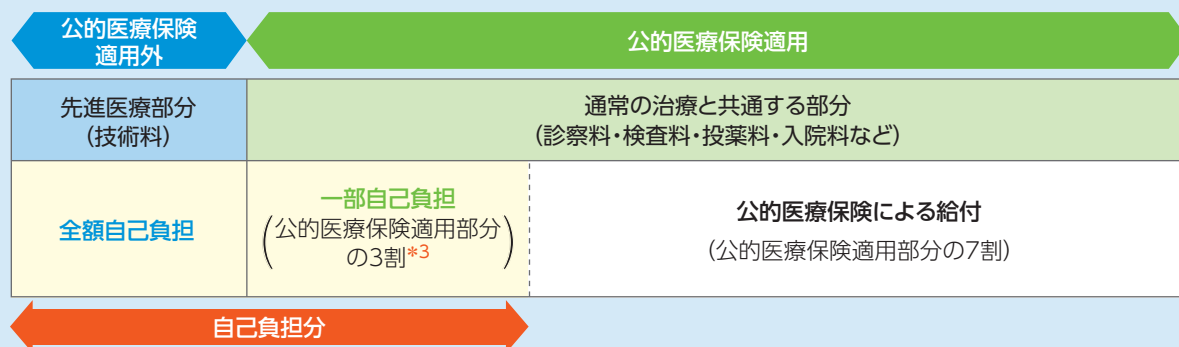


! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っているか否かにかかわらず、この特約は無効となります。

先進医療とは(2018年7月現在)

- ◆ 大学病院などで研究・開発された新しい治療法のうち、治療効果や安全性が確認され、将来的に公的医療保険の適用の可能性のあるものとして厚生労働大臣が定めた医療技術*1をいいます。
- ◆ 先進医療の技術料は、公的医療保険が適用されないため、全額自己負担*2となります。
- *1 保障の対象となる先進医療は、療養を受けた日において、厚生労働大臣の定める先進医療(適応症などの要件を含みます)に該当し、また厚生労働大臣の定める施設基準を満たした医療機関において行われるものに限られます。具体的な先進医療技術やその適応症(対象となる病気・ケガ・それら症状)および実施している医療機関については変更されることがあります。詳しくは、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
- *2 技術料以外にかかる一般の医療費(診察料・検査料・投薬料・入院料など)は公的医療保険が適用されるため、患者の自己負担は軽減されます。

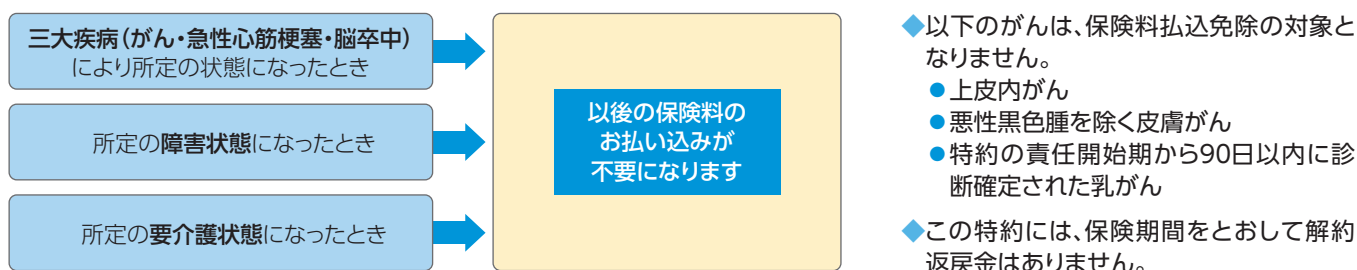
〈先進医療にかかる自己負担の仕組〉



*3 公的医療保険適用部分に対する一部自己負担は、高額療養費制度が適用されます(高額療養費制度とは、暦月で医療機関等に支払った金額が年齢や所得によって決められる自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です)。なお、一部自己負担の割合は年齢や所得によって1割または2割となる場合があります。

保険料払込免除特約(無配当)

収入が減少するような状態になったときに医療保障を継続できるよう、保険料のお払い込みを不要にする特約です。





給付金・保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

給付金・保険金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
がん入院給付金	がん給付の責任開始期前にかんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として保険期間中に入院したとき	入院給付金日額×入院日数	給付金受取人 (給付金受取人の指定がない場合は、被保険者)
がん手術給付金	がん給付の責任開始期前にかんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として保険期間中に所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、入院給付金日額×10・20・40のいずれか	
退院後療養給付金*1	がん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するために保険期間中に退院したとき	入院給付金日額×30	
がん高度障害保険金*2	がん給付の責任開始期前にかんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として保険期間中に所定の高度障害状態になったとき	入院給付金日額×100	死亡保険金受取人
がん死亡保険金	がん給付の責任開始期前にかんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として保険期間中に死亡したとき	入院給付金日額×100	
死亡給付金	がん以外の事由によって保険期間中に死亡したとき	入院給付金日額×10	

*1 退院日の翌日からその日を含めて60日以内に、死亡または再入院(がんの治療を直接の目的とした再入院)をした場合、支払額は以下ようになります(この金額を超える退院後療養給付金を支払済の場合は、次にお支払いする給付金・保険金から差し引きます)。

退院日の翌日からその日を含めて死亡日または再入院日の前日までの日数×入院給付金日額の50%

*2 がん高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆0歳～75歳

取扱給付金額

◆入院給付金日額:5,000円～60,000円

保障の対象となる手術と給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

保険料の自動振替貸付

◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えします。

- がん保険は保険期間が短く解約返戻金額が少額なことから、ご利用できないことがあります。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

自動更新

◆保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしでご契約を自動的に更新できます。

- 被保険者が80歳(保険料払込免除特約を付加している場合は70歳)になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。